

○中央市学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食に関する要綱

令和2年3月16日

教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、児童生徒、その保護者及び地域住民等が学校給食の趣旨等について理解を深め、学校給食をさらに充実させることにより、未来を担う児童生徒の心身の健全な発達に寄与するため、中央市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の施設の見学及び学校給食の試食(以下「見学等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 給食センターの見学等を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 本市の区域外に住所を有し、中央市立の小中学校に在籍する児童生徒及びその保護者

(3) その他給食センターの所長(以下「所長」という。)が認める者

2 見学等を行うことができる人数は、原則5人以上50人以内とする。

(実施日時)

第3条 見学等を行うことができる日時は、給食センターの稼働日、かつ、所長が給食センターの業務等に支障がないと認める日時とする。

(申請等)

第4条 見学等の申請については、見学等をしようとする者にあつてはその実施日2箇月前の月の10日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日に該当しない直前の日)まで、施設の見学のみをしようとする者にあつてはその実施日1箇月前までに、中央市学校給食センター施設見学等承認申請書(様式第1号)により所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 所長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、見学等の可否を決定し、中央市学校給食センター施設見学等承認・不承認通知書(様式第2号)によ

り申請者に通知するものとする。

- 3 前項による通知を受けた後において、学校給食の試食の食数の変更又は中止は、認めないものとする。ただし、見学等の実施日1箇月前までに学校給食の試食の食数の変更又は中止の申し出があった場合は、この限りでない。

(変更又は中止)

第5条 所長は、次に掲げる場合は、見学等の変更又は中止をすることができる。

- (1) 災害、事故、警報発令等により学校給食が中止される場合
- (2) その他給食センターの業務に支障又はそのおそれがある場合

(費用負担)

第6条 学校給食の試食をしようとする者は、試食に要する費用として、原材料費に相当する額を負担しなければならない。

- 2 前項に規定する原材料費に相当する額は、中央市学校給食費徴収規則(平成18年中央市教育委員会規則第30号)第3条第1項第2号に定める額とする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、給食センターの見学等に関し必要な事項は、中央市教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。